

75歳からの 医療制度

4月から

なにが変わったの？

新たにスタートした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、いままでとなにが変わったのか。制度の概要についてまとめました。

1

保険証が変わります 3月中に届いていますので大事にしてください

- » 2枚（健康保険証 + 老人医療受給者証）→ 1枚
- » まだ届いていない方は今すぐ市町村窓口にお問い合わせください。

2

保険料はほぼ安くなります 年金収入153万円未満の方は月額1,000円程度です（単身世帯）

- » 支払い能力に応じた公平な負担にするため、所得の低い人は一般的に安くなります。ただ、東京都や政令市などで独自に保険料を軽減する制度を設けてきたところは負担が増える場合があります。

3

治療と窓口負担1割は変わりません

- » 現役並み収入の方は3割

4

担当医（かかりつけ医）をもつことが可能になります

- » 本人と医師とが合意できて初めて成立。他の医療機関にもかかれます。
- » 特定疾患（糖尿病・心疾患等）で継続して受診が必要な方は、毎月600円（1割負担の方）で、採血・レントゲン等の基本的な健診が受けられます。

5

都道府県単位の広域連合で保険制度を支えます

- » 今までは、市町村単位の制度のため人口3万人以下の市町村では高齢者が多く、一般財源を投入しても苦しい財政運営でした。そこで都道府県単位にして若い人も含め広域で支えます。